

条例化が必要とされる基準 (具体的項目)

- 【資料 6-1】指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準
- 【資料 6-2】指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準
- 【資料 6-3】指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準
- 【資料 6-4】介護老人保健施設の人員, 施設および設備並びに運営に関する基準
- 【資料 6-5】指定介護療養型医療施設の人員, 設備及び運営に関する基準
- 【資料 6-6】指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 【資料 6-7】指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 【資料 6-8】養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- 【資料 6-9】特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- 【資料 6-10】軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準